

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	437	266	171	64.3
うち 出 資	437	266	171	64.3
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	265	157	108	68.8
うち 国内債	250	142	108	76.1
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	15	15	—	0.0
合 計	702	423	279	66.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	1,065	628	437	69.5
うち 出 資	1,065	628	437	69.5
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	422	157	265	168.8
うち 国内債	392	142	250	176.1
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	30	15	15	100.0
合 計	1,487	785	702	89.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	545	423	122
(内訳) 支援事業体への出融資	545	423	122

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	545	423	122
(財源) 財政投融資	702	423	279
財政融資	—	—	—
産業投資	437	266	171
政府保証	265	157	108
自己資金等	△157	—	△157
借入金償還	△157	—	△157

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：(株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

海外における通信・放送・郵便事業は、同事業分野が規制分野であるが故の政治リスク（突然の政策・制度の変更）やそれに伴う需要リスク（想定していた利用者確保できずに採算割れを招くおそれ）が存在するため、民間から資金が集まりにくく、民間事業者だけでは参入が困難な状況にある。

このため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国の事業者の海外展開を後押ししており、民間が負担しきれないリスクを一部負担することにより、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野において、民間金融からの資金供給を誘発（「呼び水」効果）する役割を担っている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件とし、民間事業者のイニシアティブにより運営することとしており、官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行うこととしている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成 27 年総務省告示第 412 号）において、機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大に通じるものであって、機構による支援が有効であると見込まれるものを支援することとしており、対象事業の重点化・効率化を図っている。

また、民間事業者の事業活動を後押しする観点から、機構は民業補完に徹することとしており、リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の公的機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこととしている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成における P D C A サイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和 3 年度の要求においては、令和 3 年度に投資を行う可能性があると見込まれる事業のうち、既に具体的な支援検討に着手している案件など、実施の確度の高い案件を中心に積算しており、これまでの支援実績積み上げによる民間事業者からの需要の増大を反映した結果、要求額を令和 2 年度の計画額より拡大している。

【参考】株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（抄）

機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおり定めることとする。

1 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準

(2) 民間事業者のイニシアティブによる運営

- ① 機構と協調して、民間事業者から対象事業者に対して出資等の資金供給が行われること。
- ② 民業補完性に配慮し、機構が我が国の事業者との間で対象事業者への最大出資者とならないこと。
ただし、機構が我が国の事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

2 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

(1) 運営全般

- ② 民間事業者の事業活動を後押しする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。
- ③ リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の金融機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこと。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額) (単位：億円、%)

	H29年度	H30年度	R1年度
運用残額	435	240	127
運用残率	96.6	76.9	36.2

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：(株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構)

(事業名：海外において行われる通信・放送・郵便事業)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

機構は、日本企業の海外展開を後押しするため、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し、長期リスクマネーの供給、専門家の派遣等の支援を行うこととしている。

(2) 必要とする金額の考え方

機構が支援を行うことを検討している事業のうち、令和3年度中に支援を行う蓋然性が相当程度高いと認められるものについて、出融資に必要な金額を積算し、その金額を要求している。

(3) 見込まれる収益

機構が支援を行う事業については、長期的には収益が確保できると見込まれること、支援決定を行ってから一定の期間以内に機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること等を要件としている。このため、機構は、デューディリジェンスを通じて事業ごとに収益性を詳細に分析し、IRR（内部収益率）や投資倍率を投資判断の指標とし、一定の収益を確保することを見込んで支援決定を行っている。

また、機構は、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会」において、収益性に係るKPI（事後検証可能な指標）として「長期の投資収益率（1.0倍超）」を設定しており、総投資額と経費の合計を上回る収益を確保することを目標としている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件としており、我が国の事業会社、金融機関等が出融資を行う予定である。

2. リスク管理体制

機構が支援する事業については、民間での投資業務の経験を有する職員を中心に編成された担当チームが、デューディリジェンスを通じて事業の収益性やリスクを詳細に分析し、内部の投資規程に基づき慎重な検討を行った上で、社外取締役が過半数を占める海外通信・放送・郵便事業委員会において投資実行の意思決定を行うこととしている。また、投資実行後においては、機構から投資先に役職員を派遣するとともに、内部のモニタリング規程に基づき、事業計画の進捗、財務情報等を定期的にモニタリングすることで、リスクを管理している。

なお、投資案件が特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うとともに、必要に応じ、投資全体の運用方針を見直すこととしている。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：(株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和3年度に機構が支援を行う可能性がある通信・放送・郵便事業に関し、機構が支援に必要な資金を金融市場から円滑に調達するため、政府保証国内債を要求する。

なお、機構における政府保証の活用は、以下の理由から、政府保証債に係る4種類の類型iv②に該当する。

【機構における政府保証の活用】

通信・放送・郵便事業は、一定の契約者数が確保されれば安定的に利益を生み出すという事業特性があり、中長期的には一定のリターンが期待できるが、比較的大きな初期投資を要し、事業期間も長期にわたることから、投資の回収までには相応の期間を見込む。機構は、このような課題に対応するため、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を長期的に行うこととされていることから、「長期資金の必要性」があると認められる。

また、海外における通信・放送・郵便事業には、同事業分野が規制分野であることによる政治リスク(突然の政策・制度の変更)やそれに伴う需要リスク(想定していた利用者を確保できずに採算割れを招くおそれ)が存在しており、民間から資金が集まりにくい等の課題がある。このため、「政府保証の付与がなければ、リスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたす」おそれがあると認められる。

加えて、海外における通信・放送・郵便事業は、現地の政治情勢等の影響を受けて急遽進展し、突発的に資金需要が生じる場合がある。政府保証の付与により、このような場合においても機構自らが金融市場から機動的に資金を調達することが可能となることから、「財務レバレッジを拡大できる効果」があると認められる。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

令和3年度に機構が支援を行う可能性がある通信・放送・郵便事業に関し、機構が支援に必要な資金を金融市場から円滑に調達するため、政府保証外貨借入金を要求する。

なお、機構における政府保証の活用は、「(1) 政府保証国内債」に記載した同様の理由から、「長期資金の必要性」「リスクプレミアムのおそれ」及び「財務レバレッジを拡大できる効果」が認められるものであり、政府保証債に係る4種類の類型iv②に該当する。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

機構が今後支援を行うと見込まれる通信・放送・郵便事業のうち、令和3年度に投資を実行する可能性があるものと認められるものについて、必要な金額を計上している。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

機構が今後支援を行うと見込まれる通信・放送・郵便事業のうち、令和3年度に投資を実行する可能性があるものと認められるものの中から、資金調達コスト等を比較衡量した上で外貨による資金調達が効果的と考えられるものについて、必要な金額を計上している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：(株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構に関する令和3年度財政投融资要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略フォローアップ」を踏まえ、行うものである。

【参考1】経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）（令和2年7月17日 閣議決定）（抄）

第2章 「新たな日常」の実現

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

今回の感染症拡大を機に、我が国として、官民が連携して国内外でSDGs推進の機運を醸成し、国際ルールづくりを主導し、イノベーションや関連投資・事業を強化する。

今後の10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」とすべく、人間の安全保障の理念に基づき、具体的な取組を加速する。特に、質の高いインフラ、環境・気候変動・エネルギー、保健といった分野で関連する取組や投資を強化し、世界をリードする。

【参考2】成長戦略フォローアップ（令和2年7月21日 閣議決定）（抄）

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

x) 海外の成長市場の取り込み

② 日本企業の国際展開支援

ア) インフラシステム輸出の拡大

「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」（令和2年7月9日経協インフラ戦略会議決定）の重点施策を官民一体で推進するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」等の外交上の取組への対応、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた社会変革の可能性も踏まえながら、今後の中長期的なインフラ海外展開を見据えて、急速に変化するビジネスモデルへの対応力を強化するため、新しい戦略を2020年内に決定する。

（新しいビジネスモデルにおける競争力と対応力の強化）

- ・ 我が国企業と現地パートナーとの連携と円滑な共同事業運営を促進するため、公的金融、官民ファンド、オープン・イノベーション促進税制等の活用によるM&Aのほか、人材育成を強化する。また、スタートアップ企業を含めたビジネス参入機会の拡大を図るため、独立行政法人等の活用や、パートナー国の公的機関や国際開発金融機関との連携を推進する。

【参考3】インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）

（令和2年7月9日 経協インフラ戦略会議決定）（抄）

第2章 具体的施策

1. 官民一体となった競争力強化

(2) 経済協力の戦略的展開（政策支援ツールの有効活用） / ④公的金融による支援強化

- ・ ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者が参加する事業に対する海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の資金供給を拡大するための仕組みを検討

(3) 競争力の向上に向けた官民連携 / ②中堅・中小企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進

- ・ 「総務省海外展開行動計画 2020」に基づき、デジタル分野や公共・防災分野のより実質的な海外展開を推進<総務省、JICT>
 - 総務省等の実施する案件発掘から JICT といった政府関係機関等の支援ツールへのバトンタッチにより案件形成力を強化
 - 海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用し、我が国企業が海外における 5G・光海底ケーブル等のデジタルインフラ事業に参画することを支援

2. 受注獲得に向けた戦略的取組

(1) 海外インフラ案件の経営等への参画・継続的関与の推進

- ・ 我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独法等の海外業務の取り組みの充実を図る
- ・ J I C Tを活用し、海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して資金の供給や専門家の派遣等の支援を行うことで、通信・放送・郵便インフラと I C T サービスや放送コンテンツとのパッケージ展開を促進
- ・ J I C Tを活用して日本企業による海外企業の M & A を支援することで、日本企業の国際的な競争力や海外の事業基盤を強化し、日本企業の通信・放送・郵便事業の海外展開を促進
- ・ 日本企業による通信・放送・郵便事業の海外展開を促進するため、J I C Tの活用や関係機関との連携により、日本企業と海外企業のマッチングを支援する
- ・ 「総務省海外展開行動計画 2020」に基づき、デジタル分野や公共・防災分野のより実質的な海外展開を推進

4. 幅広いインフラ分野への取組み

(1) I o T、A I など高度な I C T を活用したインフラの展開

- ・ ビジネストレンドや企業ニーズを踏まえ、J I C T の活用や関係機関との連携により、Society 5.0 の実現や S D G s の達成に資する事業を支援し、我が国企業による I C T の海外展開を促進

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：（株）海外通信・放送・郵便事業支援機構）

1. 政策的必要性

通信・放送・郵便事業については、経済成長が進む新興国や発展途上国を中心に世界各国で大きな成長が続いており、同事業に係るインフラ需要の拡大が見込まれている。一方、我が国では、インフラシステムの輸出を成長戦略・国際展開戦略の柱の一つとして位置付け、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくこととしている。

以上の背景から、「経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太の方針）」（令和2年7月17日閣議決定）では、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受けて、持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献として「今後の10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」とすべく、人間の安全保障の理念に基づき、具体的な取組を加速する。特に、質の高いインフラ、環境・気候変動・エネルギー、保健といった分野で関連する取組や投資を強化し、世界をリードする」とこととされている。また、成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）では、「我が国企業と現地パートナーとの連携と円滑な共同事業運営を促進するため、公的金融、官民ファンド、オープン・イノベーション促進税制等の活用によるM&Aのほか、人材育成を強化する」とされているところである。

また、「総務省海外展開行動計画 2020」（令和2年5月1日総務省公表）では、今後のICTの海外展開の推進に関する取組の一つとして、継続的なファイナンス支援体制の確保を掲げており、「今後も需要の拡大が見込まれるICTインフラの海外展開を後押しするためにも、JICTのさらなる活用に向けた検討を行う」としている。

海外における通信・放送・郵便事業は、同事業分野が規制分野であるが故の政治リスク（突然の政策・制度の変更）やそれに伴う需要リスク（想定していた利用者確保できずに採算割れを招くおそれ等）が存在するため、民間から資金が集まりにくく、民間だけでは参入が困難な状況にある。

このため、機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、民間金融から資金供給を誘発する（「呼び水」効果）とともに、相手国政府等との交渉力を強化し、我が国の事業者の海外展開を後押しすることとしている。「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」（令和2年7月9日経協インフラ戦略会議決定）においても、「JICTを活用し、海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して資金の供給や専門家の派遣等の支援を行うことで、通信・放送・郵便インフラとICTサービスや放送コンテンツとのパッケージ展開を促進」することとされており、機構が積極的に役割を果たすことが期待されているところである。

このように、機構が支援の対象とする通信・放送・郵便事業は、我が国の成長戦略・国際展開戦略の観点から政策的期待が高い一方で、リスクが高く、民間だけでは十分に資金が供給されない事業分野であり、事業期間も長期にわたることから、機構が長期の資金供給を行う必要がある。

よって、財政投融資により資金調達を行うことが適切である。

2. 民業補完性

海外における通信・放送・郵便事業は、一般的なビジネスリスクに加えて、政治リスク等の特有なリスクが存在するため、民間から資金が集まりにくい等の課題がある。このため、機構が資金供給その他の支援を行い、株主として事業に参画することにより、適切なリスク分担の下、民間が負担しきれないリスクを分担し、民間金融からの資金供給を誘発する「質的補完」を行う。

なお、機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件とし、民間事業者のイニシアティブにより運営することとしており、機構は民業補完に徹することとしている。

3. 有効性

機構は、資金供給その他の支援を通じ、民間が負担しきれないリスクを分担することにより、我が国の事業者の海外展開を後押ししている。これにより、我が国の技術・知見を活かしたインフラ投資が拡大し、我が国の経済成長の実現に寄与することが期待される。

また、機構では、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会」において、長期収益性、民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果、海外市場への参入促進等の観点からKPI（事後検証可能な指標）を設定しており、支援の実績を定量的に評価し、有効性を確認することとしている。

4. その他

機構は、社外取締役が過半数を占める海外通信・放送・郵便事業委員会において投資実行の意思決定を行うこととしており、客観性・中立性を確保した投資を行っている。

また、投資案件が特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うとともに、必要に応じ、投資全体の運用方針を見直すこととしている。

元年度決算に対する評価

(機関名：(株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構は、通信・放送・郵便の各分野において案件の発掘・組成を進め、令和元年度は計1件、約86億円の支援決定を行い、平成30年度以前に支援決定した案件に対して約17億円の投資を実行した。また、投資資金及び平成30年度に行った民間金融機関からの借入に対する返済資金として政府から約225億円の出資を受けた。こうしたことから、令和元年度は営業費用794百万円を計上し、当期純損失661百万円となった。

なお、機構が支援対象とする事業は長期にわたって実施されるものであり、投資を行い株式売却等の収益が発生するまで相応の期間を要することから、当面の間は純利益が見込まれないことが想定される。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

資産	計	34,177百万円
負債	計	232百万円
純資産	計	33,945百万円

(2) 費用・収益の状況

費用	販売費及び一般管理費	794百万円
	営業外費用等	150百万円
	計	944百万円
収益	売上高	284百万円
	営業外収益	0百万円
	計	284百万円

※計数については単位未満四捨五入